

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和四年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十号

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例（令和三年広島県条例第三十七号）の施行期日は、令和四年七月一日とする。